

福祉車両を貸し出します！

車椅子のままで乗ることができるスロープ付きの車を貸し出します。
外出や通院などにぜひ、ご利用ください。

❖ 対象者

瑞穂市在住のかたで、一般の車両では外出が困難な障がい者や高齢者など。

❖ 運転者

利用責任者のかたが確保してください。

＜運転者の条件＞

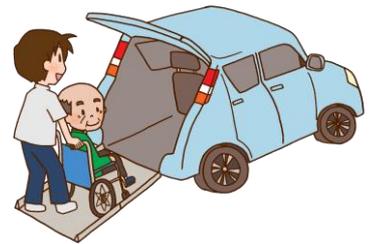
満75歳未満の利用者の家族などで第1種普通運転免許取得しており、常に安全運転を心がけているかた。

❖ 利用範囲

瑞穂市内および下記の利用時間内に往復できる範囲内です。

❖ 利用日時

年末年始を除く平日の午前9時から午後5時までです。
(1人の利用者につき、1カ月5回までとなります。)



❖ 利用料

無料です。

ただし走行距離が50キロを超える場合は、消費した燃料を補充して返却してください。

※有料道路、有料駐車場等にかかる費用は各自で負担してください。

❖ 申込み方法

事前に、瑞穂市社会福祉協議会に「福祉車両利用責任者登録申請書」と「福祉車両利用誓約書」を提出し、利用責任者登録の申請を行ってください。

登録が決定した後、利用希望日の前々月の1日から前日までに「福祉車両利用申請書」を提出し、予約してください。

※ 必要書類は、本会窓口でお渡しします。

※ 運転者は、運転免許証の写の添付が必要です。

❖ その他

○福祉車両の乗降にともなう介助は、運転手が行ってください。それ以外に介助を必要とする場合は、利用責任者に介助者を確保していただきます。

○登録の有効期限は、3年です。その後、継続して登録を希望される場合は、再度申請することができます。



- **利用責任者および運転者の義務**

利用責任者は、善良な管理者としての注意をもって、福祉車両の利用中の車両管理について、全責任を負うものとします。

利用責任者および運転者は、福祉車両の利用後、車内清掃を行ってください。また、運行前点検記録表と運転日報により、運行状況並びに車両点検の報告を行ってください。

- **損害賠償**

福祉車両の利用により生じた損害賠償の責任は、当該福祉車両にかかる自動車損害賠償保険等各種保険等に対応できるものを除き、その他一切の責任は利用責任者が負うものとします。

- ❖ **申込み・問い合わせ先**

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会
瑞穂市別府1283番地（総合センター内）
☎058-327-8610

社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会 巣南支部
瑞穂市田之上597番地（老人福祉センター内）
☎058-328-5174



本事業は皆さまからいただいた社会福祉協議会会費で実施しています。

<2021年11月作成>